

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課・記録担当】

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	米沢市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 世帯主、6 続柄、 7 本籍、8 筆頭者、9 転出日と転出地、 10 住民でなくなった日、11 前住所、12 住民となった日、 13 住定日と住定届出日、14 住民票コード、15 個人番号、 16 通称、17 カナ表記名、18 30条45区分、 19 在留資格、20 在留カード等の番号、21 在留期間、 22 在留期間等の満了の日、23 国籍・地域、 24 通称の記載削除の事項、25 旧氏	
記録範囲	米沢市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人、他市区町村及び法務省からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 米沢市総務部総務課	
	(所在地) 〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等により住民情報を閲覧、取得できるものに制限あり。	

作成日（最終修正日）：令和6年7月31日